

都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地方創生の実現について

- (1) 地域おこし協力隊員について、特別交付税における前住所要件の撤廃及び同隊員招致に係る準備経費を対象とするなど、財政支援の改善を図ること。
- (2) 社会人、学生の地方への移住促進施策の拡充を図るとともに、地方自治体を取り組みやすい補助事業等を創設すること。
- (3) 地方創生関連の交付金については、地方の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な運用を図り、引き続き、十分な予算を確保すること。
- (4) 地方創生推進交付金について、新規・継続申請を問わず、年度の早いうちから事業着手できるよう可能な限り交付決定を早期化すること。
- (5) 本社機能等の地方移転を促進する地方拠点強化税制を延長すること。
- (6) 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制優遇措置を拡充するとともに、企業立地促進法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の減収補てん制度の拡充を図ること。

2 普通交付税等の充実について

- (1) 広域合併団体の地方交付税の算定見直しについて、その団体の実情に即した見直しを行うこと。
- (2) 地方交付税について、引き続き、財源保障・財源調整の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。
また、人口減少が普通交付税減額の要因とならないよう適切な措置を講じること。
- (3) 地方交付税の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げ等により、特例措置である臨時財政対策債に依存しない制度を確立すること。
- (4) 地方の医療機能の水準を維持・向上するため、公的病院等への運営費支援に係る財政措置について、従来どおり基準額の全額を特別交付税措置すること。
- (5) 平成 30 年度の普通交付税及び臨時財政対策債を平成 22 年度と同額を維持するとともに、平成 29 年度特別交付税について、平成 23 年度と同額を維持すること。

3 地方債等の充実について

- (1) 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。

- (2) 過疎対策事業債について、所要額を確保するとともに、公共施設等適正管理計画に基づき実施する事業や子育て支援施設建設事業等を対象とすること。
- (3) 公共施設等の適正管理を更に推進するため、公共施設等の除却事業に係る公共施設等適正管理推進事業債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

4 地方税財源の確保について

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、人口減少等による税収減や災害等の突発的な財政需要に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて歳出削減を行い基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。

5 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき事業・サービスを実施しているが、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの所要額を確実に確保すること。

6 教育環境・文化の充実について

- (1) 法制化された、経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための給付型奨学金制度の実施に当たっては、より多くの希望者が奨学金を受給できるようにすること。
- (2) 子どもたちにきめ細やかな指導が行えるよう、教職員定数の拡充を盛り込んだ教職員定数改善計画を策定し実行すること。
- (3) 新たに学校教育法施行規則に規定された部活動指導員について、都市自治体が速やかにその確保・配置に取り組めるよう、ガイドラインを早期に示すとともに、必要な財政支援措置を講じること。
- (4) 小学校での外国語活動及び外国語科の円滑な実施のため、専科教員の配置など、新学習指導要領対応のための教員配備に必要な支援策を講じること。
- (5) 土日等の部活動指導による教職員の心身両面にわたる負担を軽減するため、補助員等の配置に必要な財政措置を講じること。
- (6) 複式学級を解消するため、法改正により小学校の16人以下を中学校と同じ8人以下とするよう、学級編制基準を改善すること。
- (5) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うとともに、特別支援教育支援員の適正配置について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 幼児教育の無償化に向け、収入要件を緩和し、対象者の拡大を図るとともに、その実現に当たっては、都市自治体の負担が増えることがないよう、全額国庫負担とすること。
- (7) 公立学校施設の耐震化事業や新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確実に確保すること。
- (8) 学習環境の改善のため、トイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な予算を確実に確保すること。

7 社会保障・税番号制度への対応について

マイナンバーカードの利便性の均てん化及び普及促進のための必要な財政措置を継続し、拡充すること。

8 地デジ放送移行後の支援について

地上デジタル放送移行により必要となった共聴施設の維持管理費、大規模修繕や撤去費用について、新たな支援制度を創設するとともに、共聴施設等の整備に伴い必要となった電柱共架料について、負担軽減措置を講じること。

9 地縁団体の認可について

自治会機能を維持するため、過疎が進む地域の実態を踏まえ、区域外に住所を有する個人も構成員にできるよう、認可地縁団体の要件を緩和すること。

10 地籍調査事業の推進について

地籍調査事業を円滑に推進するため、国庫負担金分について十分な予算措置を講じること。

11 ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度発足時の意図するところとの乖離が見られることから、同制度の実態についても調査・検証し、抜本的な見直しを行うこと。

12 住基台帳及び戸籍制度の改善について

戸籍謄本や住民票等の第三者交付に係る本人通知制度を法制化するとともに、各士業における職務上請求書が不正請求に悪用されることがないように、各士業の全国団体に指導すること。

13 合併市町村における行政運営の円滑化について

合併市町村における公共施設の統廃合や維持管理経費の縮減を図るため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に係る処分制限基準の緩和など、更なる弾力的な運用を進めること。